

## 協議会規程第14号

### 副主査選考規程

#### (目的)

第1条 この規程は、豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町（以下「関係市町」という。）が設置する小学校、中学校及び義務教育学校の副主査の任用に係る選考（以下「選考」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

#### (選考対象者)

第2条 選考における受験資格を有する者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

(1) 選考を実施する年度の3月末日における年齢が29歳以上62歳未満の者

(2) 選考を実施する年度の3月末日において、大阪府内の市町村が設置する小学校、中学校及び義務教育学校の事務職員の職に2年以上在職している者

2 在職期間に休職等の期間が含まれている場合は、別表1の区分に応じ、それぞれに定める割合を乗じて得た期間を在職期間から除算する。

#### (欠格事項)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、選考の対象とすることができないものとする。

(1) 懲戒処分を受け、当該選考実施年度の翌年度の4月1日において、当該処分の日から2年を経過しない者

(2) 大阪府豊能地区教職員人事協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「会長」という。）が別に定める期間のすべてにおいて、地方公務員法第28条第2項の規定により休職を命ぜられている者

(3) 会長が別に定める期間のすべてにおいて、労働安全衛生法その他の法令等の規定により就業を禁止されている者

(4) 会長が別に定める期間のすべてにおいて、地方公務員法第29条第1項の規定により停職の処分を受けている者

#### (選考方法)

第4条 選考は、評価・育成システムの評価点及び考査・資格点の合計により行う。

2 評価・育成システムの評価点は、受験者にかかる評価・育成システムの総合評価から別表2に掲げるとおりの配点を得ることとし、選考実施年度を含

む3か年分の配点を合計して算出するものとする。ただし、3か年分の評価結果がない場合は、過去2か年の評価結果の平均点（1点未満の端数がある場合はこれを切り捨てる）を加算して得られる点数をもって評価点とする。

3 考査・資格点は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 考査点 学校事務一般に関する基礎的知識等について問う15点満点の択一式筆答考査を実施し、受験者の得点を考査点とする。
- (2) 資格点 大阪府教育委員会が実施する副主査選考において対象となっている資格に準じて別に定める資格等について、取得した資格等の一項目につき5点を得ることとし、その合計点を資格点とする。

(合格の基準)

第5条 受験者のうち、第4条第1項に規定する合計点が30点に達した者を合格者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、この限りでない。

- (1) 直近の評価結果において、B評価（平成22年度以前の評価結果の場合はC評価）を受けた者
- (2) 直近3年間の評価結果において、2回以上のB評価（平成22年度以前の評価結果の場合はC評価）を受けた者
- (3) 直近3年間の評価結果において、1回以上のC評価（平成22年度以前の評価結果の場合はD評価）を受けた者
- (4) 考査・資格点のうち、考査点が一定の基準に達しない者

(任用)

第6条 会長は、合格者を、原則として当該選考実施年度の翌年度の4月1日に副主査に任用すべきものとして、当該合格者の属する教育委員会に通知する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、選考の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年7月4日から施行する。
- 2 令和2年度において、第4条第3項第1号の規定の適用については、同号中「15点」とあるのは、「30点」とする。

附 則

この規程は、平成25年8月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、令和 2 年 9 月 2 日から施行する。

附 則  
この規程は、令和 6 年 5 月 2 4 日から施行する。

附 則  
この規程は、令和 8 年 5 月 2 8 日から施行する。

別表 1

休職等の区分	除算する割合
地方公務員法第 2 8 条第 2 項の規定により休職を命ぜられた期間	十分の五
労働安全衛生法その他の法令等の規定により就業を禁止された期間（公務に起因する場合を除く。）	十分の五
地方公務員法第 2 9 条第 1 項の規定により停職の処分を受けた期間	十分の十

別表 2

評価・育成システムの評価結果	平成 2 2 年度以前	S	A	B	C
	平成 2 3 年度以後	S S	S	A	B
配点		1 0	8	5	- 5